

意見募集

みなさまのご意見・情報をお寄せください
（案件名）

労務職員採用の選考に関する規則を
一部改正する規則（案）について

意見募集期間

2025年2月22日～3月24日

問い合わせ先

人事委員会事務局任用課

電話 078-322-5823

1 意見募集期間

2025年2月22日（土）～3月24日（月）

2 意見の提出方法

次のいずれかの方法によりご提出ください。

(1) 郵送による提出

〒650-8570（宛先住所記入不要）

人事委員会事務局任用課 意見募集あて

(2) ファクシミリによる提出

(078)322-6153 人事委員会事務局任用課 意見募集あて

(3) 電子メールによる提出

アドレス:jinjiiinkai@city.kobe.lg.jp

件名には「意見募集」と記載いただき、コンピューターウイルスへの感染防止のため、添付ファイルは使用せず、メール本文にテキスト形式で入力してください。

(4) 持参による提出

人事委員会事務局任用課

市役所1号館22階

平日 8時45分～12時、13時～17時30分までの間

(5) 神戸市ホームページ(意見募集)上の意見送信フォームによる提出

3 注意事項

(1) この案件は、神戸市民の方のみならず、どなたでも提出していただけます。

(2) 書式は自由ですが、必ず提出者の住所及び氏名（法人その他の団体の場合は、名称及び所在地及び代表者の氏名）を記載してください。

(3) 提出される書式には、「労務職員採用の選考に関する規則を一部改正する規則（案）について」に対してのご意見・情報であることを明記してください。

(4) 電話などによる口頭のご意見・情報の受付及びいただいたご意見・情報に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

(5) いただいたご意見・情報に対する神戸市の考え方等を、神戸市ホームページにて2025年3月下旬頃（予定）に掲載いたします。

ホームページがご覧いただけない場合は、市政情報室でご覧いただくことができます。

4 個人情報の取扱いについて

- (1) ご提出いただきましたご意見・情報は、住所、氏名、個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報等、公表することが不適切な情報（神戸市情報公開条例第 10 条各号に規定する情報）を除いて、ホームページ等で公表させていただきます。
- (2) 個人情報等の取扱いには十分注意し、個人が特定できるような内容では掲載いたしません。
- (3) ご意見・情報、氏名、住所、電子メールアドレス等につきましては、個人情報の保護に関する法律等に基づき、他の目的に利用・提供しないとともに、適正に管理いたします。
- (4) ご提出いただいたご意見・情報の考慮に際し、内容を確認させていただく場合がありますので、氏名・住所の記載をお願いしています。

「労務職員採用の選考に関する規則を一部改正する規則」（案）について

1. 改正の趣旨

高速鉄道車掌や駅掌の採用に関する現行の資格要件は、18歳以上23歳未満であり、留学経験や大学院へ進学した学生や、既卒者は受験ができない年齢要件となっておりますが、今後の安定的な採用数確保に向け採用の門戸を広げるため、年齢要件の上限を改めます。

また、職の整理により今後採用を行わないと整理された一部の職種について、規則内から表記の削除を行います。

2. 改正の概要

「労務職員採用の選考に関する規則」別表に定める資格要件について、下記のとおり、高速鉄道車掌や駅掌の年齢要件の上限を23歳未満から27歳未満に改めます。

また、今後採用を行わないと整理された一部の職種について、下記のとおり規則内から表記の削除を行います。

【改正前】

項	職	資格要件
2	調理員 防疫手 営繕工 <u>造園手</u> 環境技術手 機械操作手 衛生業務手 <u>予防衛生業務員</u> 病院業務員 土木工手 動物飼育手 建設技術手 <u>甲板員</u> <u>機関員</u> 高速鉄道車掌 駅掌 保線技士 電気機械技士 業務職員 守衛 更生業務員 <u>介護業務員</u> 施設管理員 管理員	(1) 年齢18歳以上35歳未満（ただし、高速鉄道車掌及び駅掌については23歳未満）の者であること。 (2) 必要に応じて行う筆記考査又は実地考査に合格すること。
3	助手(電工 防疫手 営繕工 <u>造園手</u> 機械操作手 衛生業務手 <u>予防衛生業務員</u> 病院業務員 土木工手 動物飼育手 建設技術手 <u>甲板員</u> <u>機関員</u> 施設管理員 管理員の助手に限る。)	(1) 年齢15歳以上18歳未満の者であること。 (2) 電工助手については、採用後の修習訓練により適当な期間内に職に必要な技能等を取得するに至る見込みが確実な者であること。 (3) 必要に応じて行う筆記考査又は実地考査に合格すること。

【改正後】

項	職	資格要件
2	調理員 防疫手 営繕工 環境技術手 機械操作手 衛生業務手 病院業務員 土木工手 動物飼育手 建設技術手 高速鉄道車掌 駅掌 保線技士 電気機械技士 業務職員 守衛 更生業務員 施設管理員 管理員	(1) 年齢18歳以上35歳未満（ただし、高速鉄道車掌及び駅掌については27歳未満）の者であること。 (2) 必要に応じて行う筆記考査又は実地考査に合格すること。
3	助手(電工 防疫手 営繕工 機械操作手 衛生業務手 病院業務員 土木工手 動物飼育手 建設技術手 施設管理員 管理員の助手に限る。)	(1) 年齢15歳以上18歳未満の者であること。 (2) 電工助手については、採用後の修習訓練により適当な期間内に職に必要な技能等を取得するに至る見込みが確実な者であること。 (3) 必要に応じて行う筆記考査又は実地考査に合格すること。

3. 施行予定日

令和7年4月1日